

平成 19 年 10 月 25 日

各 位

会 社 名 富 士 通 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 黒 川 博 昭
(コード番号 6702 東証第 1 部)
問 合 せ 先 広 報 IR 室 長 山 田 悦 朗
電 話 番 号 03-6252-2175

会社分割による携帯電話の製造・修理部門の分社化に関するお知らせ

平成 19 年 10 月 25 日開催の当社取締役会において、平成 20 年 1 月 4 日を効力発生日として、当社の携帯電話の製造・修理部門を会社分割（簡易新設分割）し、富士通モバイルフォンプロダクツ株式会社（新設会社）に承継することを決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 会社分割の目的

当社は、責任と権限をもったスピードある経営により、より高度なお客様のご要望にお応えできるビジネスソリューションを提供していくために、中期的なグループ経営の基本スタンスに基づき、全社的にポジティブな構造改革を推進しております。今般、その一環として、携帯電話ビジネスにおいて、お客様や市場の要請にお応えできる携帯電話を提供するために、その土台である携帯電話の製造、修理事業の地歩を固めることを目的として、当該事業を分社化いたします。

新会社「富士通モバイルフォンプロダクツ株式会社」は、当社の携帯電話の製造、修理機能を集約、一貫化することにより、携帯電話の品質向上と納期の短縮を図るとともに効率性を追求し、コスト競争力をさらに向上させてまいります。具体的には、製造現場と修理現場双方において、生産革新活動をより一層加速させるとともに、製造と修理の連携を深め、製品のライフサイクル全般にわたってお客様に安心してお使いいただける高品質な製品を提供してまいります。このように新会社は、機動性と効率性を高めることにより、当社の携帯電話の商品力を強化し、市場提供を早期化することでお客様起点経営を具現化してまいります。

2. 会社分割の要旨

(1) 分割の日程

平成 19 年 10 月 25 日 新設分割計画承認取締役会

平成 20 年 1 月 4 日（予定） 設立登記日（会社分割の効力発生日）

本分割は、会社法第 805 条の規定により、会社法第 804 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ることなく行います。（簡易新設分割）

(2) 分割方式

当社を分割会社とし、富士通モバイルフォンプロダクツ株式会社を新設会社とする分社型新設分割（簡易分割）です。

分社型新設分割方式を採用した理由

新設会社の事業は当社グループにおいて重要な事業であり、手続きの迅速性から分社型新設分割とし、新設会社は当社の完全子会社といたします。

(3) 株式の割当

本分割に際し新設会社（富士通モバイルフォンプロダクツ株式会社）が発行する普通株式 2,000 株は、すべて当社（分割会社）に割当交付いたします。

(4) 分割交付金

分割交付金の支払はありません。

(5) 分割により減少する資本金等

本分割により資本金は減少いたしません。

- (6) 分割会社の新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い
 当社（分割会社）の新株予約権および新株予約権付社債に基づく義務を新設会社（富士通モバイルフォンプロダクツ株式会社）に移転又は承継させません。
- (7) 新設会社（承継会社）が承継する権利義務
 分割期日における当社の携帯電話の製造・修理部門に関する資産、負債およびこれに付随する権利義務（ただし、土地、不動産、特許/工業所有権、譲渡不可のソフトライセンスは除く）を承継いたします。ただし、新設会社の従業員はすべて当社（分割会社）からの出向によるものとします。
- (8) 債務履行の見込み
 本分割により、当社および新設会社の負担すべき債務の履行の見込みがあると判断いたします。
- (9) 新設会社に就任する役員
 取締役 中本 誠
 取締役 佐相 秀幸
 取締役 松月 健一
 監査役 出井 博

3. 分割当事会社の概要

(平成 19 年 3 月 31 日現在)

(1) 商号	富士通株式会社（分割会社）		
(2) 事業内容	ソフトウェア・サービス、情報処理、通信および電子デバイス分野の製品の開発、製造、販売およびサービスの提供		
(3) 設立年月日	昭和 10 年 6 月		
(4) 本店所在地	神奈川県川崎市中原区上小田中 4 丁目 1 番 1 号		
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 黒川 博昭		
(6) 資本金	324,625 百万円		
(7) 発行済株式総数	2,070,018,213 株		
(8) 純資産（連結）	1,160,719 百万円		
(9) 総資産（連結）	3,943,724 百万円		
(10) 事業年度	4 月 1 日から 3 月 31 日まで		
(11) 大株主および持株比率 (平成 19 年 3 月 31 日現在)	日本マスタートラスト信託銀行(株)（信託口）	7.31%	
	日本トラスティ・サービス信託銀行(株)（信託口）	4.59%	
	富士電機ホールディングス(株)	4.57%	
	富士電機システムズ(株)	3.14%	
	ステートストリートバンクアットトラストカンパニー 505103	2.09%	

(12) 分割会社の最近3連結会計年度の業績

連結会計年度	富士通株式会社		
	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
売上高 (億円)	47,627	47,914	51,001
営業利益 (億円)	1,601	1,814	1,820
経常利益 (億円)	890	1,260	1,472
当期純利益 (億円)	319	685	1,024
1 株当たり当期純利益 (円)	15.42	32.83	49.54
1 株当たり年間配当金 (円)	6.00	6.00	6.00
1 株当たり純資産 (円)	414.18	443.20	469.02

4. 分割する事業部門の概要

(1) 分割する部門の事業内容

(携帯電話の製造・修理部門)

携帯電話の部材調達、製造・出荷、アフターサービス・フィールド修理事業

(2) 分割する部門の経営成績 [会社分割対象事業の売上高 (平成 19 年 3 月期実績)]

	携帯電話の製造・ 修理部門 (a)	当社実績額 (b)	比率 (a / b)
売上高	— 百万円	2,869,204 百万円	— %

当社の携帯電話の製造・修理部門は、その費用等は売上原価や販売費及び一般管理費等に計上されておりますが、売上は存在いたしません。

(3) 分割する資産、負債の金額 (平成 20 年 1 月 4 日予定)

資産の額は 41 億円であり、負債の承継はありません。

5. 新設分割新設会社の状況

(1) 商号	富士通モバイルフォンプロダクツ株式会社
(2) 事業内容	携帯電話の部材調達、製造・出荷、アフターサービス・フィールド修理事業
(3) 設立年月日	平成 20 年 1 月 4 日
(4) 本店所在地	栃木県大田原市下石上 1388 番地
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 中本 誠
(6) 資本金	100 百万円
(7) 事業年度	4 月 1 日から 3 月 31 日まで

6. 会社分割後の当社の状況

(1) 商号	富士通株式会社
(2) 事業内容	ソフトウェア・サービス、情報処理、通信および電子デバイス分野の製品の開発、製造、販売およびサービスの提供
(3) 本店所在地	神奈川県川崎市中原区上小田中 4 丁目 1 番 1 号
(4) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 黒川 博 昭
(5) 資本金	324,625 百万円
(6) 事業年度	4 月 1 日から 3 月 31 日まで
(7) 当社の状況	本分割で、携帯電話の製造・修理部門が新設会社に承継されることを除き、前頁の通り変更はありません。
(8) 業績に与える影響	新設会社は当社の完全子会社であるため、連結業績に与える影響はありません。また、単独業績に与える影響は、軽微となる見込みです。

以上

報道関係お問い合わせ先

富士通株式会社

広報 I R 室

電話：03-6252-2175（直通）

お問い合わせフォーム：<http://pr.fujitsu.com/jp/news/q.html>